

# 簡易課税の方(令和7年分消費税申告用)

## 【お持ちいただくもの】

### 〔所得税〕

- ① 令和5、6、7年分（3年間分）の「決算書」ならびに「申告書」の控

### 〔消費税〕

- ② 令和5年分、令和6年分の「申告書」の控、各種付表ならびに計算書  
③ 令和7年分の消費税申告書(今回税務署より郵送された書類)  
④ 今までに提出した届出書の控（適格請求書発行事業者の登録申請書等）

### 〔帳簿等〕

- ⑤ 令和7年分の帳簿(現金出納帳、収入のわかるもの、経費の内容のわかるもの)

⑥ **重要**→ 税率区分表

★税率区分表とは、科目ごとに、それぞれ旧税率5%、8%、税率10%、軽減税率8%に区分して集計するものです。会計ソフトで区分表を出力できる方はご用意ください。税率区分表をお持ちでない方は、受付にてお声かけ下さい。

★上記該当する売り上げがある方は、帳簿又は、会計ソフトで税率ごとに区分経理で集計をして下さい。

★区分経理していない方は、本財団での「消費税決算個人サポート(3月中旬から3月末)」の受講ができない場合があります。必ず、区分経理をお願い致します。

### 〔その他〕

- ⑦ マイナンバー(個人番号)の確認できる書類又は写

## ＝消費税申告受講までに、必ず行って下さい＝

※ 売上等収入について、課税、不課税、非課税に分け、事業内容ごとの区分を行って下さい。

### 【課税取引とならないもの】

1	事業収入	商品券販売代金、保険金、輸出取引等収入、社会保険診療収入、国外取引収入 ※持続化給付金、家賃支援給付金、東京都感染拡大防止協力金等
	不動産収入	土地の貸付、住宅の貸付（賃貸期間が1ヶ月以上の居住用住宅） 礼金で住宅や土地の貸付に関する部分 権利金・更新料で賃貸期間が1ヶ月以上の居住用住宅や土地の貸付に関する部分

※ **譲渡所得** 事業用固定資産、貸付住宅の売却収入がある場合は、課税売上となるので注意

一般財団法人 めぐる青色申告会